

議案第 5 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の次に次のように加える。

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	長期優良住宅が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	一戸建ての住宅	1件につき 12,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 23,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの	1件につき 40,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	1件につき 62,000円
	長期優良住宅維持保全計画	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下	1件につき 152,000円

画の認定の申請に対する審査		のもの	
		共同住宅等 であって、 建築物全体 の住戸の数が 5戸を超えるもの	1件につき 244,000 円
(摘要)			
共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			

別表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項の次に次のように加える。

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計
-----------------------	---	--

	<p>画の認定の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、同目の摘要に定める額）に2分の1を乗じて得た額</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第5号資料

○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改正案					現行				
(略)					(略)				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
手数料の種類	手数料を徴収する事務			手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務			手数料の金額
(略)					(略)				
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	(略)
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	長期優良住宅維持保全計画の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅維持保全計画、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	一戸建ての住宅 共同住宅等 建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 12,000円 1件につき 23,000円 1件につき 40,000円 1件につき 62,000円 1件につき 152,000円 1件につき 244,000円	(新設)				
<p>(摘要)</p> <p>共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>									
長期優良住宅建築等計画変	(略)			(略)	長期優良住宅建築等計画変	(略)			(略)

更認定申請手数料		
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、同目の摘要に定める額に2分の1を乗じて得た額
計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料	(略)	(略)
(略)		

更認定申請手数料		
(新設)		
計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料	(略)	(略)
(略)		